

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公表特許公報 (A)

(11) 特許出願公表番号

特表2015-516204**(P2015-516204A)**

(43) 公表日 平成27年6月11日 (2015.6.11)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 1 B 5/00 (2006.01)	A 6 1 B 5/00 1 0 2 C	4 C 0 1 7
A 6 1 B 5/117 (2006.01)	A 6 1 B 5/10 3 2 0 Z	4 C 0 3 8
A 6 1 B 5/1455 (2006.01)	A 6 1 B 5/10 3 2 2	4 C 1 1 7
A 6 1 B 5/022 (2006.01)	A 6 1 B 5/14 3 2 2	
	A 6 1 B 5/02 3 3 2 E	
審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 18 頁)		

(21) 出願番号 特願2015-505006 (P2015-505006)
 (86) (22) 出願日 平成25年4月11日 (2013.4.11)
 (85) 翻訳文提出日 平成26年12月5日 (2014.12.5)
 (86) 国際出願番号 PCT/FR2013/050784
 (87) 国際公開番号 W02013/153334
 (87) 国際公開日 平成25年10月17日 (2013.10.17)
 (31) 優先権主張番号 1253359
 (32) 優先日 平成24年4月12日 (2012.4.12)
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

(71) 出願人 514258362
 ウェルコーブ ファルマ
 WELCOOP PHARMA
 フランス共和国, エフ-54500 ヴァ
 ンドゥーヴル レ ナンシー, テクノポー
 ル ナンシー-ブラボワ, アレ ドゥ ヴ
 ァンセンヌ 7
 (74) 代理人 100080447
 弁理士 太田 恵一
 (72) 発明者 シャピュソ, ティエリー
 フランス共和国, エフ-54850 メサ
 ン, シュマン ドゥ レルミタージュ 1
 9
 Fターム (参考) 4C017 AA08 AA10 AA12 AB02 EE15

最終頁に続く

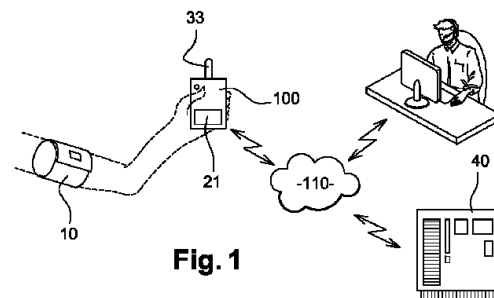
(54) 【発明の名称】 患者の健康パラメータの測定および処理のための医療装置

(57) 【要約】

【課題】既存の医療装置が有する欠点を軽減した医療装置を提供する。

【解決手段】医療装置が、患者の健康パラメータの測定装置 (10) と、患者を識別する紋様の採取装置 (20) と、遠隔サーバ (40) との通信装置 (30) と、制御手段 (50) とを含み、制御手段は、患者のただ一つの動作によって起動せられた場合に、患者の健康パラメータの測定装置を起動させ、折返し測定されたパラメータを得、紋様採取装置を起動させ、折返し採取された紋様を得、次に測定されたパラメータおよび採取された紋様を通信装置に提供して、測定されたパラメータおよび採取された紋様を遠隔サーバに対して伝送する。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

患者の健康パラメータの測定装置と、患者を識別する紋様の採取装置と、遠隔サーバとの通信装置と、制御手段とを含む医療装置において、制御手段は、患者のただ一つの動作によって起動させられた場合に、

- ・ 患者の健康パラメータの測定装置を起動させ、折返し測定されたパラメータを得、
 - ・ 紋様採取装置を起動させ、折返し採取された紋様を得、次に
 - ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を通信装置に提供して、測定されたパラメータおよび採取された紋様を遠隔サーバに対し伝送する、
- ように適合されている、医療装置。

10

【請求項 2】

制御装置が、測定装置および紋様採取装置を同時に起動させる、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 3】

健康パラメータの測定装置が、

- ・ 患者の体重測定装置、および / または
- ・ 患者の血圧測定装置、および / または
- ・ 患者の血中クレアチニン比測定装置、および / または
- ・ 患者の血糖値測定装置、および / または
- ・ 患者の血中プロトンピン比測定装置、および / または
- ・ 患者の体温測定装置、および / または
- ・ 患者の心律動測定装置、

20

である、請求項 1 または 2 に記載の医療装置。

【請求項 4】

紋様採取装置が、患者の指紋、眼紋または顔紋の採取装置である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一つに記載の医療装置。

【請求項 5】

紋様採取装置が、タッチスクリーン上で指の存在が検出された場合に制御手段を起動させるように配置されたタッチスクリーンと、複写手段が制御手段により起動させられた場合にタッチスクリーンと接触している指の紋様の画像をとるように配置された複写手段とを含む指紋採取装置である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一つに記載の医療装置。

30

【請求項 6】

通信装置が、電話ネットワークまたはインターネットタイプのネットワークなどの通信ネットワークに対する接続パラメータのメモリー装置と伝送装置とを含み、制御手段が同様に、

- ・ メモリー装置内で接続パラメータを読み出し、接続パラメータおよび接続要求を伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークに伝送し、
- ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を一つの一意的メッセージの形に組み合わせ、一意的メッセージを伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークを介してサーバに伝送する、

40

ように配置されている、請求項 1 ~ 5 のいずれか一つに記載の医療装置。

【請求項 7】

制御手段が同様に、

- ・ メモリー装置内で、医療サービスに対する加入識別子を読み出し、
- ・ 測定されたパラメータ、採取された紋様および加入識別子を一つの一意的メッセージの形に組み合わせ、一意的メッセージを伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークを介してサーバに伝送する

ように配置されている、請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

制御手段が同様に、遠隔サーバに対する伝送の前に一意的メッセージを暗号化するよう

50

に配置されている、請求項 7 に記載の医療装置。

【請求項 9】

通信装置が同様に、遠隔サーバが発した受信認証メッセージの受信装置も含んでいる、請求項 7 または 8 のいずれか一つに記載の装置。

【請求項 10】

表示スクリーン、パイロットランプまたは音響メッセージの表示手段などの表示装置も同様に含み、制御手段が、表示装置上に遠隔サーバから受信した受信認証メッセージを表示するように適合されている、請求項 9 に記載の装置。

【請求項 11】

同様にメモリーなどの記憶装置も含み、制御装置が、測定されたパラメータおよび採取された紋様または一意的メッセージを記憶装置内に記憶するように適合されている、請求項 1 ~ 10 のいずれか一つに記載の装置。

10

【請求項 12】

制御手段が同様に、測定されたパラメータおよび採取された紋様または一意的メッセージを遠隔サーバに伝送した後、測定されたパラメータおよび患者の紋様または一意的メッセージを記憶装置から消去するように配置されている、請求項 11 に記載の装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、患者の健康パラメータの遠隔測定および処理のための医療装置に関する。本発明は、患者の遠隔健康管理を可能にする。

20

【背景技術】

【0002】

市場にはすでに、患者の健康パラメータを測定するための携帯式かつ使用の容易な医療装置が存在する。これらの装置は特に、一つのパラメータ、例えば体温、動脈圧などの測定装置、および測定結果の表示装置を含む。これらの装置は、患者が自分で一定の健康パラメータを測定し、自らの健康パラメータの推移を管理すること可能にする。これらの装置は同様に、患者が自らの主治医に、実施した測定の結果を知らせることができるようにする。これらの装置のいくつかは、同様に、測定結果を遠隔サーバに伝送して医師がこのサーバにアクセスできるようにする手段も含んでいる。

30

【0003】

これらの装置の一つの問題点は、患者のデータのセキュリティ確保にあり、医師の側では、測定が実施された対象である患者の身元を確認する必要性にある。

【0004】

既存の医療装置の一部は、アクセスが限定されている。すなわち装置を起動させるためには、ユーザーは識別子、パスワードなどを提供しなければならない。しかしながらひとたび装置が起動させられると、あらゆる人が装置を利用でき、そのため、パラメータには、測定された人物が確かにパスワードに結びつけられた人物であることを保証するものは何もない。その上、一つの一意の識別子、一つの一意のパスワードなどが装置の起動を可能にすることから、このような装置は必然的に唯一の人物の使用に専用となる。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、既存の医療装置が有する欠点の全てまたは一部を軽減することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、患者の健康パラメータの測定装置と、患者を識別する紋様 (e m p r e i n t e) の採取装置と、遠隔サーバとの通信装置と、制御手段とを含む新規の医療装置を提案する。制御手段は、患者のただ一つの動作によって起動させられた場合に、

50

- ・ 患者の健康パラメータの測定装置を起動させ、折返し測定されたパラメータを得、
- ・ 紋様採取装置を起動させ、折返し患者を識別する採取された紋様を得、
- ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を通信装置に提供して、測定されたパラメータおよび採取された紋様を遠隔サーバに対して伝送するように適合されている。

【 0 0 0 7 】

このようにして、本発明に係る医療装置は、全て患者のただ一つの動作に応じて、患者の健康パラメータの測定、測定が実施された対象である患者の紋様の採取、そして特に測定されたパラメータおよび採取された紋様の遠隔サーバに対する一括送信を可能にする。これにより、測定が実施された人物の身元を保証することが可能になる。その上、医療装置が新たに使用される毎に必然的に紋様が採取されることを条件として、異なる人物が同じ医療装置を使用することができ、医療装置内に患者の紋様、さらには識別子またはパスワードでさえ記憶する必要がない。こうして、本発明に係る医療装置は、一人の患者の秘密情報に不正にアクセスするために利用され得ない。その上、遠隔サーバへの結果の送信を含めこれに至るまでの医療装置の使用が完全に自動的なものであり、患者は制御手段を起動させるだけでよいことから、本発明に係る医療装置の使用は患者にとって非常に簡単である。

【 0 0 0 8 】

患者の紋様の採取は、健康パラメータの測定前か、それと同時に、あるいはその後に実施可能であり、重要なのは、

- ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様が同一の患者に対応することを保証するため、測定装置および紋様採取装置が患者のただ一つの動作により起動させられること、
 - ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様が遠隔サーバへの伝送の時点で一緒に利用可能であり、後に同時に処理できること、
- である。

【 0 0 0 9 】

好ましくは、測定装置および紋様採取装置は、制御装置によって同時に、あるいはほぼ同時に、例えば測定装置の起動と紋様採取装置の起動の間に5秒未満（そして好ましくは1秒未満）の時間を置いて起動される。これらの条件下で、紋様採取装置により採取される紋様が、測定装置の作動対象の人物以外の人物のものである可能性は事実上皆無である。

【 0 0 1 0 】

一回の伝送を受信した時点で、遠隔サーバは特に、

- ・ 採取された紋様から、患者データベース内で照合された一人の患者を識別すること、または患者が照会されない場合にワーニング信号を発すること、
- ・ 測定されたパラメータから、前記パラメータが、識別された患者について予期された値範囲内にあることを認証すること、またはそうでなければワーニング信号を発することができる。

【 0 0 1 1 】

その後、適切な処置（患者の往診、患者への予約診察の提案など）のため、身元確認された人物（医者、看護師、近親者など）に対して認証信号またはワーニング信号を伝送することができる。

【 0 0 1 2 】

変形形態によると、本発明に係る医療装置において、健康パラメータの測定装置は例えば、ただし非限定的には、以下のものである：

- ・ 患者の体重測定装置、および / または
- ・ 患者の血圧測定装置、および / または
- ・ 患者の血中クレアチニン比測定装置、および / または
- ・ 患者の血糖値測定装置、および / または
- ・ 患者の血中プロトロンビン比測定装置、および / または

- ・ 患者の体温測定装置、および / または
- ・ 患者の心律動測定装置。

【 0 0 1 3 】

当然のことながら、この測定装置のリストは、網羅的なものではない。より一般的には、本発明に係る医療装置の測定装置は、今日公知であるかあるいは将来開発される可能性がある、患者の健康パラメータを測定できる全ての測定装置であり得る。

【 0 0 1 4 】

当然のことながら、本発明に係る医療装置は複数の測定装置を含むことができる。この場合、制御手段は好ましくは、それが患者により起動された場合に、

- ・ 患者の健康パラメータの複数の測定装置を、連続してまたは同時に起動させ、折返し少なくとも一部の測定装置の測定されたパラメータを得、
 - ・ 紋様採取装置を起動させ、折返し採取された紋様を得、次に
 - ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を通信装置に提供して、遠隔サーバに対し伝送する、
- ように適合されている。

【 0 0 1 5 】

紋様採取装置は例えば、患者の指紋採取装置、眼紋採取手段、顔紋採取手段などである。このような紋様は、一人の人物の身元を一意的に特定することができる。

【 0 0 1 6 】

企図された実施形態において、紋様採取手段は、タッチスクリーン上で指の存在が検出された場合に制御手段を起動させるように配置されたタッチスクリーンと、複写手段が制御手段により起動させられた場合にタッチスクリーンと接触している1本の指の紋様の画像をとるように配置された複写手段とを含む、指紋採取装置である。この実施形態の利点は、制御手段の起動および紋様の採取が、同時またはほぼ同時に行なわれるという点にある。すなわちタッチスクリーン上に患者の指が一意的に適用された際に、タッチスクリーンは制御手段を起動し、制御手段は複写手段を起動し、折返しタッチスクリーン上に押しつけられた指の紋様の画像を得る。したがって、遠隔サーバへの結果の送信を含めこれに至るまでの医療装置の使用が完全に自動的なものであり、患者は制御手段を起動させるだけでよいことから、本発明に係る医療装置の使用は患者にとって非常に簡単である。指紋採取装置の別の利点は、このような装置が今日、広く使用されており、信頼性が高く、有効かつ廉価であるという点にある。

【 0 0 1 7 】

一実施形態によると、通信装置は、電話ネットワークまたはインターネットタイプのネットワークなどの通信ネットワークに対する接続パラメータのメモリー装置と伝送装置とを含むことができ、制御手段は同様に、

- ・ メモリー装置内で接続パラメータを読み出し、接続パラメータおよび接続要求を伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークに伝送し、
 - ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を一つの一意的メッセージの形に組み合わせ、一意的メッセージを伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークを介してサーバに伝送する、
- ように適合されている。

【 0 0 1 8 】

制御手段は同様に、先行する二つのステップを補完する形で、

- ・ メモリー装置内で、医療サービスに対する加入識別子を読み出し、
 - ・ 測定されたパラメータ、採取された紋様および加入識別子を一つの一意的メッセージの形に組み合わせ、一意的メッセージを伝送装置に提供し、この伝送装置が通信ネットワークを介してサーバに伝送する、
- ように適合され得る。

【 0 0 1 9 】

接続パラメータおよび加入識別子のメモリー装置は、例えばSIMカードまたは医療装

10

20

30

40

50

置のデータ記憶装置内に予め設定されたゾーンである。伝送装置は、有線または無線の通信ネットワークに連結され得る。無線ネットワークの場合、伝送装置は、場合に応じてかつそれ自体公知の方法で、データ送受信アンテナおよびモデムを含むことができる。モデムは、制御手段から受信したデータ、メッセージまたは命令を通信ネットワークに適合されたフォーマットに変換し、変換されたデータ、メッセージまたは命令をアンテナ上で伝送するように適合されている。

【 0 0 2 0 】

制御手段は同様に、遠隔サーバに対する伝送の前にメッセージを暗号化するように適合され得る。これにより、一意的メッセージの悪用がことごとく禁じられる。

【 0 0 2 1 】

通信装置は同様に、遠隔サーバが発した受信認証メッセージの受信装置も含むことができる。通信装置は、補足的に認証メッセージの記憶装置、または例えば表示スクリーン、パイロットランプもしくは音響信号の表示手段（スピーカ、...）などの前記認証メッセージの表示装置を含むことができる。制御手段は、場合に応じて記憶装置内に認証メッセージを記憶するように、または表示装置上に遠隔サーバから受信した認証メッセージを表示するように適合されている。こうして患者は、自らのデータが遠隔サーバにより確かに受信されたことを知らされる。

【 0 0 2 2 】

制御手段は同様に、測定されたパラメータおよび採取された紋様の遠隔サーバへの伝送が失敗した場合、遠隔サーバが発した受信認証メッセージを受信するまで、必要ならば何度も、通信装置を自動的に再起動するように適合され得る。

【 0 0 2 3 】

本発明に係る医療装置はさらに、再書込み可能なメモリーなどの記憶装置も含むことができ、制御手段は、変形形態に応じて測定されたパラメータおよび採取された紋様または一意的メッセージを記憶装置内に記憶するように適合されている。好ましくは、制御手段は同様に、遠隔サーバへの伝送後、測定されたパラメータおよび採取された紋様または一意的メッセージを記憶装置から消去するように適合されている。こうして伝送後、秘密情報が悪用されることはあり得ない。

【 0 0 2 4 】

接続パラメータは、データ転送に使用される電話ネットワークへの加入に対応する。これらのパラメータは通信ネットワークの管理者により提供される。加入識別子は、本発明に係る医療装置の利用を管理する医療サービスへの加入の際に、患者（または患者に対して医療装置を提案する医療従事者）に交付される識別子である。加入識別子は例えば、患者に医療装置を提供する際に、本発明に係る医療装置のメモリー装置（例えばSIMカード）内に、医療従事者によって登録される。これと並行して、患者に医療装置を割り当てる医療従事者は、医療サービスの管理者に対して、患者に対し支給された医療装置の識別子、患者の識別子、または患者を一意的に識別するパラメータ（氏名、住所など）、患者の紋様（医療装置による採取の対象となる紋様に対応するタイプのもの）、患者に対し医療装置を割り当てる医療従事者の識別子、医療サービスの管理者のデータベース上の患者に関する情報を参照する権限を有する医療従事者の識別子などの、さまざまな情報を伝送する。

【 0 0 2 5 】

非限定的に示された例である本発明に係る医療装置の一実施例についての以下の説明に照らして、本発明がより良く理解され、本発明の他の特徴および利点が明らかになる。説明は、以下の添付図面と関連づけて読むべきものである。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 6 】

【 図 1 】 本発明に係る医療装置の利用図である。

【 図 2 】 本発明に係る装置の一部分の外部図である。

【 図 3 】 本発明に係る装置のコントロールボックスを詳細に示す。

10

20

30

40

50

【発明を実施するための形態】**【0027】**

先に言及された通り、本発明に係る医療装置は、患者の健康パラメータの一つまたは複数の測定装置、患者を識別する紋様採取装置20、遠隔サーバ40との通信装置30および制御手段50を含む。

【0028】

紋様採取装置20、通信装置30および制御手段50は、図示された実施例において、小型であってよく、例えば携帯電話またはデジタルタブレットのサイズであり得る単一のコントロールボックス100内に一緒にまとめられている。

【0029】

図3上には、コントロールボックス内に一体化された主要な要素が詳しく示されている。細線矢印は、二つの要素間の命令伝送方向を表わし、太線矢印は二つの要素間のデータ伝送方向を表わしている。

【0030】

図示されている実施例において、測定装置は、特に、患者の腕に固定されるようになっているアームバンド10を含む血圧計であり、コントロールボックス50内で、制御手段50はアームバンド10に連結されている。図示されていない別の実施例においては、医療装置は例えば、患者が身を置くことのできる肘掛椅子であり、この肘掛椅子には、複数の測定手段、例えば体重計測器、採血および例えばクレアチン比などの一部の血液パラメータの分析ボックス、肘掛椅子の背もたれの上の患者の頭部を支えるゾーンのレベルに位置づけられた体温計などが組み込まれている。全体のコントロールボックスは、例えば、患者が手でアクセスできるように肘掛椅子のアームの上に位置づけられている。

【0031】

一つまたは複数の測定手段の寸法および形状によって、一つまたは複数の測定手段は単一のコントロールボックス100内にあってよく、あるいはデジタルデータ（起動命令および測定結果など）の交換を可能にする、有線または無線のリンクにより制御手段に連結された状態でボックス外にあってよい。

【0032】

図示された実施例において、紋様採取手段20は、タッチスクリーン21およびタッチスクリーン21の画像をとるよう配置された複写手段を含む指紋採取手段である。患者が指をタッチスクリーン21上に置いた場合、タッチスクリーンは制御手段50を起動させ、この制御手段が直ちに、タッチスクリーン21上に存在する指の紋様の複写手段を起動させる。

【0033】

一つまたは複数の測定手段は、測定されたパラメータを、通信手段が直接利用できるデジタル信号の形で提供する。同様に、紋様採取手段は、紋様を、通信手段が利用できるデジタル信号の形で提供する。

【0034】

本発明に係る医療装置の制御手段50は、それが患者により起動させられた場合（矢印71）に、

- ・ 測定装置10を起動させ（矢印72）、折返し測定されたパラメータ、実施例中では患者の動脈圧値を得（矢印73）、
- ・ 紋様採取装置20を起動させ（矢印74）、折返し採取された紋様を得（矢印75）、次に
- ・ 測定されたパラメータおよび採取された紋様を通信装置30に提供して（76）、遠隔サーバ40に対して、測定されたパラメータおよび採取された紋様を送送する、ように配置されている。

【0035】

図示された実施例において、通信装置30の方はというと、これは、以下の形で制御手段50により操作されるメモリー装置31と、伝送装置と、受信装置と、表示装置34と

10

20

30

40

50

を含む：

- ・ 制御手段は、メモリー装置 3 1 内で接続パラメータを読み出し（矢印 7 7）、接続パラメータおよび接続要求を送信装置に提供し、この送信装置が通信ネットワーク 1 1 0 に伝送する；
- ・ 制御手段は、測定されたパラメータおよび採取された紋様を一つの一意的消息の形に組み合わせ、一意的消息を暗号化し、暗号化されたメッセージを送信装置に提供し、この送信装置が通信ネットワーク 1 1 0 を介してサーバ 4 0 に伝送する；
- ・ 受信装置は、遠隔サーバ 4 0 から受信認証メッセージを受信する（矢印 7 8）；そして
- ・ 制御手段 5 0 は、受信した認証メッセージを表示装置 3 4 に伝送し、表示装置はこれ

10

【0036】

図示された実施例において、メモリー装置 3 1 は例えば、電話ネットワークまたはインターネットタイプのような通信ネットワークへの加入者の識別パラメータを含む SIM カードである。送信装置および受信装置は、全体としてアンテナ 3 2 およびモデム 3 3 を含む。表示装置 3 4 は、例えば医療装置の起動後、認証メッセージの受信に至るまで赤色を表示し、次に認証メッセージの受信後に緑色を表示するパイロットランプである。

【0037】

測定されたパラメータおよび採取された紋様は、二つのデジタル信号の（端と端との）単なる接合、相互変調、またはデジタル信号処理の分野において公知であり望ましい他のあらゆる数学的組み合わせによって、組み合わせることができる。

20

【0038】

図示された実施例において、医療装置はさらに、書込み可能メモリーなどの記憶装置 6 0 を含む。制御装置 5 0 は、記憶装置 6 0 中に一意的消息を記憶し、その後、遠隔サーバに対して測定されたパラメータおよび採取された紋様または一意的消息を送信した後に、記憶装置から一意的消息を消去するように適合されている。

【符号の説明】

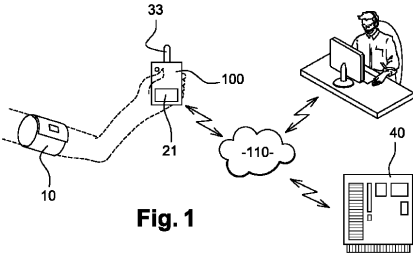
【0039】

- 1 0 測定装置
- 2 0 紋様採取装置
- 2 1 タッチスクリーン
- 3 0 通信装置
- 3 1 メモリー装置
- 3 2 モデム
- 3 3 アンテナ
- 3 4 パイロットランプ
- 4 0 遠隔サーバ
- 5 0 制御手段
- 6 0 記憶装置
- 1 0 0 コントロールボックス
- 1 1 0 通信ネットワーク

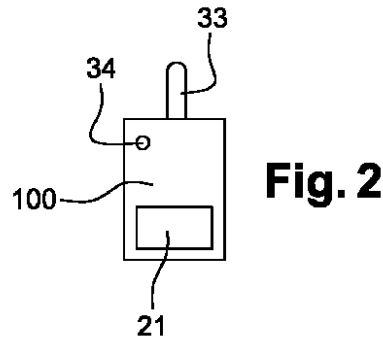
30

40

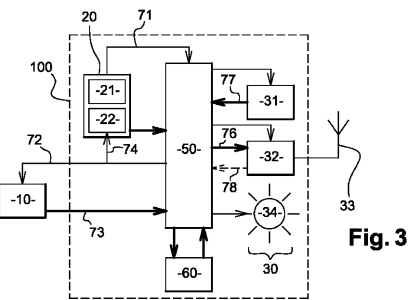
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/FR2013/050784

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

INV. A61B5/117
ADD.

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
A61B

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

EPO-Internal

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2010/182126 A1 (MARTIS ET AL) 22 July 2010 (2010-07-22) paragraphs [0002], [0006], [0037], [0044] -----	1,2

☐ Further documents are listed in the continuation of Box C.

☒ See patent family annex.

* Special categories of cited documents :

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"Z" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

18 July 2013

Date of mailing of the international search report

17/10/2013

Name and mailing address of the ISA/

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040,
Fax: (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Martelli, Luca

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/FR2013/050784

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. ☐ Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. ☐ Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. ☐ Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

See supplementary sheet

1. ☐ As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. ☐ As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. ☐ As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. ☒ No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

2 (completely); 1 (in part)

Remark on Protest

- ☐ The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- ☐ The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- ☐ No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/FR2013/050784

Box No. IV Text of the abstract (Continuation of item 5 of the first sheet)

The International Searching Authority has determined that the international application contains multiple (groups) of inventions, namely:

1. Claims 2 (in full); 1 (in part)

Simultaneous measurement and fingerprint acquisition.

2. Claims 3 (in full); 1 (in part)

A health parameter.

3. Claims 4, 5 (in full); 1 (in part)

Fingerprint acquisition.

4. Claims 6-10 (in full); 1 (in part)

A communication device.

5. Claims 11, 12 (in full); 1 (in part)

A storage device.

Information on patent family members

PCT/FR2013/050784

US 2010182126	A1	22-07-2010	NONE
---------------	----	------------	------

RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Demande internationale n°

PCT/FR2013/050784

A. CLASSEMENT DE L'OBJET DE LA DEMANDE

INV. A61B5/117

ADD.

Selon la classification internationale des brevets (CIB) ou à la fois selon la classification nationale et la CIB

B. DOMAINES SUR LESQUELS LA RECHERCHE A PORTE

Documentation minimale consultée (système de classification suivi des symboles de classement)

A61B

Documentation consultée autre que la documentation minimale dans la mesure où ces documents relèvent des domaines sur lesquels a porté la recherche

Base de données électronique consultée au cours de la recherche internationale (nom de la base de données, et si cela est réalisable, termes de recherche utilisés)

EPO-Internal

C. DOCUMENTS CONSIDERES COMME PERTINENTS

Catégorie*	Identification des documents cités, avec, le cas échéant, l'indication des passages pertinents	no. des revendications visées
X	US 2010/182126 A1 (MARTIS ET AL) 22 juillet 2010 (2010-07-22) alinéas [0002], [0006], [0037], [0044] -----	1,2



Voir la suite du cadre C pour la fin de la liste des documents



Les documents de familles de brevets sont indiqués en annexe

* Catégories spéciales de documents cités:

A document définissant l'état général de la technique, non considéré comme particulièrement pertinent

E document antérieur, mais publié à la date de dépôt international ou après cette date

L document pouvant jeter un doute sur une revendication de priorité ou cité pour déterminer la date de publication d'une autre citation ou pour une raison spéciale (telle qu'indiquée)

O document se référant à une divulgation orale, à un usage, à une exposition ou tous autres moyens

P document publié avant la date de dépôt international, mais postérieurement à la date de priorité revendiquée

T document ultérieur publié après la date de dépôt international ou la date de priorité et n'appartenant pas à l'état de la technique pertinent, mais cité pour comprendre le principe ou la théorie constituant la base de l'invention

X document particulièrement pertinent; l'invention revendiquée ne peut être considérée comme nouvelle ou comme impliquant une activité inventive par rapport au document considéré isolément

Y document particulièrement pertinent; l'invention revendiquée ne peut être considérée comme impliquant une activité inventive lorsque le document est associé à un ou plusieurs autres documents de même nature, cette combinaison étant évidente pour une personne du métier

Z document qui fait partie de la même famille de brevets

Date à laquelle la recherche internationale a été effectivement achevée

18 juillet 2013

Date d'expédition du présent rapport de recherche internationale

17/10/2013

Nom et adresse postale de l'administration chargée de la recherche internationale

Office Européen des Brevets, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040,
Fax: (+31-70) 340-3016

Fonctionnaire autorisé

Martelli, Luca

RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Demande internationale n°
PCT/FR2013/050784**Cadre n°. II Observations - lorsqu'il a été estimé que certaines revendications ne pouvaient pas faire l'objet d'une recherche (suite du point 2 de la première feuille)**

Le rapport de recherche internationale n'a pas été établi en ce qui concerne certaines revendications conformément à l'article 17.2)a) pour les raisons suivantes :

1. ☐ Les revendications n°
se rapportent à un objet à l'égard duquel l'administration chargée de la recherche internationale n'est pas tenue de procéder à la recherche, à savoir :

2. ☐ Les revendications n°
parce qu'elles se rapportent à des parties de la demande internationale qui ne remplissent pas suffisamment les conditions prescrites pour qu'une recherche significative puisse être effectuée, en particulier :

3. ☐ Les revendications n°
parce qu'elles sont des revendications dépendantes et ne sont pas rédigées conformément aux dispositions de la deuxième et de la troisième phrases de la règle 6.4.a).

Cadre n°. III Observations - lorsqu'il y a absence d'unité de l'invention (suite du point 3 de la première feuille)

L'administration chargée de la recherche internationale a trouvé plusieurs inventions dans la demande internationale, à savoir:

voir feuille supplémentaire

1. ☐ Comme toutes les taxes additionnelles exigées ont été payées dans les délais par le déposant, le présent rapport de recherche internationale porte sur toutes les revendications pouvant faire l'objet d'une recherche.

2. ☐ Comme toutes les revendications qui se prêtent à la recherche ont pu faire l'objet de cette recherche sans effort particulier justifiant des taxes additionnelles, l'administration chargée de la recherche internationale n'a sollicité le paiement d'aucunes taxes de cette nature.

3. ☐ Comme une partie seulement des taxes additionnelles demandées a été payée dans les délais par le déposant, le présent rapport de recherche internationale ne porte que sur les revendications pour lesquelles les taxes ont été payées, à savoir les revendications n°:

4. ☒ Aucune taxes additionnelles demandées n'ont été payées dans les délais par le déposant. En conséquence, le présent rapport de recherche internationale ne porte que sur l'invention mentionnée en premier lieu dans les revendications; elle est couverte par les revendications n°:
2 (complètement); 1 (en partie)

Remarque quant à la réserve

- ☐ Les taxes additionnelles étaient accompagnées d'une réserve de la part du déposant et, le cas échéant, du paiement de la taxe de réserve.
- ☐ Les taxes additionnelles étaient accompagnées d'une réserve de la part du déposant mais la taxe de réserve n'a pas été payée dans le délai prescrit dans l'invitation.
- ☐ Le paiement des taxes additionnelles n'était assorti d'aucune réserve.

Demande internationale No. PCT/ FR2013/ 050784

SUITE DES RENSEIGNEMENTS INDICUES SUR PCT/ISA/ 210

L'administration chargée de la recherche internationale a trouvé plusieurs (groupes d') inventions dans la demande internationale, à savoir:

1. revendications: 2(complètement); 1(en partie)

Prises simultanées de mesure et d'empreinte

2. revendications: 3(complètement); 1(en partie)

Paramètre de santé

3. revendications: 4, 5(complètement); 1(en partie)

Prise d'empreinte

4. revendications: 6-10(complètement); 1(en partie)

Dispositif de communication

5. revendications: 11, 12(complètement); 1(en partie)

Dispositif de stockage

RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Renseignements relatifs aux membres de familles de brevets

Demande internationale n°

PCT/FR2013/050784

Document brevet cité au rapport de recherche	Date de publication	Membre(s) de la famille de brevet(s)	Date de publication
US 2010182126 A1	22-07-2010	AUCUN	

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC

Fターム(参考) 4C038 FG01 KK10 KL01 KX01 VA07 VB03 VB04 VC05
4C117 XA05 XB02 XB11 XD06 XE13 XE15 XE23 XE54 XE60 XG03
XG54 XG56

专利名称(译)	用于测量和处理患者健康参数的医疗设备		
公开(公告)号	JP2015516204A	公开(公告)日	2015-06-11
申请号	JP2015505006	申请日	2013-04-11
[标]申请(专利权)人(译)	好了应对制药 WELCOOP PHARMA		
申请(专利权)人(译)	好了应对制药		
[标]发明人	シャピユソティエリー		
发明人	シャピユソ,ティエリー		
IPC分类号	A61B5/00 A61B5/117 A61B5/1455 A61B5/022		
CPC分类号	A61B5/0022 A61B5/02055 A61B5/021 A61B5/1172 A61B2560/0266 G06F21/32 G07C9/37 G16H40/67 A61B5/024 A61B5/02438 A61B5/1176 A61B5/14532 A61B5/14546 A61B5/742		
FI分类号	A61B5/00.102.C A61B5/10.320.Z A61B5/10.322 A61B5/14.322 A61B5/02.332.E		
F-TERM分类号	4C017/AA08 4C017/AA10 4C017/AA12 4C017/AB02 4C017/EE15 4C038/FG01 4C038/KK10 4C038/KL01 4C038/KX01 4C038/VA07 4C038/VB03 4C038/VB04 4C038/VC05 4C117/XA05 4C117/XB02 4C117/XB11 4C117/XD06 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE23 4C117/XE54 4C117/XE60 4C117/XG03 4C117/XG54 4C117/XG56		
代理人(译)	太田圭一		
优先权	2012053359 2012-04-12 FR		
其他公开文献	JP6251239B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种减少了现有医疗设备的缺点的医疗设备。医疗设备包括用于测量患者的健康参数的设备（10），用于识别患者的模式采样设备（20），具有远程服务器（40）的通信设备（30）和控制装置（50），并且控制装置在仅通过患者的一次运动来激活时，激活患者健康参数的测量设备，获得通过环回测量的参数，激活模式采样设备，获得通过返回获得的图案，然后将测量的参数和采样的图案提供给通信设备，并且将测量的参数和采样的图案发送到远程服务器。[选型图]图1

